

令和3年6月期の期末・勤勉手当について

1 支給対象者

期末・勤勉手当支給の基準日である令和3年6月1日に在籍する者
ただし、基準日時点で以下のいずれかに該当する者を除く

- ・研究休職中である者
- ・専従休職中である者
- ・自己啓発等休業中である者

2 支給月数

(1) 教職員の場合（再雇用職員を除く）

① 係長級以下の一般職給料表（1）適用者の場合

	支給月数
期末手当	1.275 月
勤勉手当（※）	0.950 月
合 計	2.225 月

※勤勉手当は、以下のとおり勤務成績区分により支給月数が異なる

<係長級以下の一般職給料表（1）適用者の勤勉手当の勤務成績区分ごとの支給月数>

勤務成績 区分	上位1 (30%)	上位2 (20%以内)	標準	下位1	下位2
成績率 (支給月数)	0.935 月 + 3 α	0.935 月 + α	0.935 月	0.705 月	0.470 月

※「 α の月数」について

「総算定月数より標準の月数を引き下げること」、「下位1、下位2の月数を引き下げること」及び「勤勉手当基礎額から扶養手当月額及びこれに対する地域手当の月額を除外すること」により生じる金額を原資とし、支給期ごとに算定

※ 勤務成績区分は2020年度下半期の人事評価結果に基づき決定する

※ 2020年度下半期の人事評価結果がない者の勤務成績区分は「標準」とする

② ①以外の教職員の場合

	支給月数
期末手当 (※1)	1.275 月
勤勉手当 (※2)	0.950 月
合 計	2.225 月

※1 定年前給与抑制教員については、1.02 月

※2 勤勉手当の詳細については、以下のとおり

《勤勉手当の詳細》

ア 係長級以下の職員

区分	上位 (40%)	標準	下位 1	下位 2
技能職員以外	0.935 月 + β	0.935 月	0.900 月	0.865 月
技能職員	0.935 月 + γ	0.935 月	0.900 月	0.865 月

※「 β 、 γ の月数」について

「総算定月数より標準の月数を引き下げる」、「下位 1 及び下位 2 の月数を引き下げる」と及び「勤勉手当基礎額から扶養手当月額及びこれに対する地域手当の月額を除外すること」により生じる金額を原資とし、支給期ごとに算定

※ 勤務成績区分は 2020 年度の人事評価結果に基づき決定する

※ 2020 年度の人事評価結果がない者の勤務成績区分は「標準」とする

イ 教員

0.950 月 (定年前給与抑制教員については、0.760 月)

(2) 再雇用職員の場合

	支給月数
期末手当	0.725 月
勤勉手当	0.450 月
合 計	1.175 月

3 支給日

令和3年6月30日（水）

◆問い合わせ先◆

法人管理部人事課 人事給与制度担当

電話 6605-3670

令和3年6月期の職務限定職員の期末手当について

1. 基準日等

(1) 基準日

6月1日

(2) 調査期間

基準日以前6ヶ月間

2. 支給対象者

基準日に在籍している職務限定職員

3. 期末手当の額

(1) 計算方法

期末手当基礎額×支給月数×勤怠支給率

(2) 期末手当基礎額

基準日時点における給料月額

(3) 支給月数

	6月期	12月期	年間計
再雇用以外	1.275月	1.275月	2.55月
再雇用	0.725月	0.725月	1.45月

(4) 勤怠支給率

実勤務日数（所定勤務日数^{*1}から欠勤等日数^{*2}を差し引いた日数）の区分に応じて本務教職員に準じて次の表に定める割合

実勤務日数	割合
89日以上	100分の100
66日以上 88日以下	100分の95
32日以上 65日以下	100分の75
12日以上 31日以下	100分の60
6日以上 11日以下	100分の50
5日以下	理事長が個々に決定する割合

- ※1 調査期間における所定勤務日数をいい、中途採用者にあつては、採用前の期間における所定の勤務日を含む
- ※2 調査期間における以下のア～サの総日数をいう
- ア 欠勤により勤務しなかった日
 - イ 病気休暇により勤務しなかった日（就業の禁止による病気休暇を含む。）
 - ウ 以下の休職により勤務しなかった日
 - ・病気休職（業務上の傷病にかかるものを除く。）
 - ・起訴休職 ・研究休職 ・災害休職
 - ・専従休職 ・その他休職
 - エ 停職により勤務しなかった日
 - オ 育児休業により勤務しなかった日
 - カ 介護休業により勤務しなかった日
 - キ 育児短時間勤務の期間中における休日（育児短時間勤務をしない場合に所定の休日となる日を除く。）
 - ク 育児時短時間勤務の期間中において、通常の1日の所定の勤務時間と比べて短縮された時間の合計を通常の1日の所定の勤務時間数で除して得られる日数
 - ケ 自己啓発等休業により勤務しなかった日
 - コ 以下の特別休暇により勤務しなかった日
 - ・公職立候補休暇 ・公職従事休暇 ・その他の無給の特別休暇
 - サ 中途採用者の採用前の期間における所定の勤務日

(5) 令和3年6月1日に特定職員から職務限定職員となった者の勤怠支給率

令和3年6月1日に特定職員から職務限定職員となった者については、令和3年度から期末手当制度が導入されることを踏まえ、令和3年4月1日以降の期間に限り、特定職員としての在職期間を通算して、令和3年6月期の勤怠支給率を算定

※令和3年4月1日から特定職員であった者の勤怠支給率は100分の75

(100分の75は令和3年4月1日以降欠勤等日数がなかった場合の勤怠支給率)

4. 支給日

令和3年6月30日（水）

◆問い合わせ先◆

法人管理部人事課 人事給与制度担当

電話 6605-3670

令和3年6月期の特定有期雇用教職員の期末手当について

1. 基準日等

(1) 基準日

6月1日

(2) 調査期間

基準日以前6ヶ月間

2. 支給対象者

基準日に在籍している特定有期雇用教職員

(特任教員、特命教員、テニュアトラック特任教員、特別招へい教員、年俸型テニュアトラック特任教員及び再雇用職員である者を除く)

※1 特任教員及びテニュアトラック特任教員は、本務教員に準じて、期末手当及び勤勉手当が支給されており、引き続き従前のおり期末手当及び勤勉手当を支給

※2 特命教員、特別招へい教員、年俸型テニュアトラック特任教員及び再雇用職員は、給料又は年俸の額が期末手当相当額を含めて決定されるため、期末手当の支給対象外

3. 期末手当の額

(1) 計算方法

期末手当基礎額×支給月数×勤怠支給率

(2) 期末手当基礎額

基準日時点における給料月額

(3) 支給月数

6月期	12月期	年間計
1.275月	1.275月	2.55月

(4) 勤怠支給率

実勤務日数(所定勤務日数^{※1}から欠勤等日数^{※2}を差し引いた日数)の区分に応じて本務教職員に準じて次の表に定める割合

実勤務日数		割合
89日以上		100分の100
66日以上	88日以下	100分の95
32日以上	65日以下	100分の75

12 日以上	31 日以下	100 分の 60
6 日以上	11 日以下	100 分の 50
5 日以下		理事長が個々に決定する割合

※1 調査期間における所定勤務日数をいい、中途採用者にあつては、採用前の期間における所定の勤務日を含む

※2 調査期間における以下のア～サの総日数をいう

ア 欠勤により勤務しなかった日

イ 病気休暇により勤務しなかった日（就業の禁止による病気休暇を含む。）

ウ 以下の休職により勤務しなかった日

・病気休職（業務上の傷病にかかるものを除く。）

・起訴休職 ・研究休職 ・災害休職

・専従休職 ・その他休職

エ 在籍出向及びクロスアポイントメントによる出向により勤務しなかった日（出向先から各基準日につき当該基準日に係る期末手当に相当する給与の支給を受けたと認められるものに限る。）

オ 停職により勤務しなかった日

カ 育児休業により勤務しなかった日

キ 介護休業により勤務しなかった日

ク 育児短時間勤務の期間中における休日（育児短時間勤務をしない場合に所定の休日となる日を除く。）

ケ 育児時短時間勤務の期間中において、通常の 1 日の所定の勤務時間と比べて短縮された時間の合計を通常の 1 日の所定の勤務時間数で除して得られる日数

コ 以下の特別休暇により勤務しなかった日

・公職立候補休暇 ・公職従事休暇 ・その他の無給の特別休暇

サ 中途採用者の採用前の期間における所定の勤務日

(5) 令和 3 年 6 月期の勤怠支給率

令和 3 年度から期末手当制度が導入されることを踏まえ、令和 3 年 4 月 1 日より前から勤務する特定有期雇用教職員の令和 3 年 6 月期の勤怠支給率は、令和 3 年 4 月 1 日に採用されたものとみなした場合に適用される割合とする

※令和 3 年 4 月 1 日から特定有期雇用教職員であった者の勤怠支給率は 100 分の 75

（100 分の 75 は令和 3 年 4 月 1 日以降欠勤等日数がなかった場合の勤怠支給率）

4. 支給日

令和 3 年 6 月 30 日（水）

◆問い合わせ先◆

法人管理部人事課 人事給与制度担当

電話 6605-3670

令和3年6月期の短時間勤務教職員の期末手当について

1. 基準日等

(1) 基準日

6月1日

(2) 調査期間

基準日前6か月間

2. 支給対象者

次のア～ウの全てを満たす者

- ア 基準日時点で短時間勤務教職員として在職していること又は短時間勤務教職員を基準日前1か月以内に退職していること
- イ 基準日（基準日前1か月以内に退職している場合にあつては当該退職の日）時点において、短時間勤務教職員として6か月以上の雇用契約を締結していること
- ウ 調査期間において実績の勤務時間数[※]が66時間以上である月が1月以上あること

※ 勤務時間数は次の時間数の合計とする。（3-(2)、(3)の勤務時間数も同様）

- ・現に勤務した時間（超過勤務の時間を含む。）
- ・業務上又は通勤上の傷病による休職により勤務しなかった時間
- ・業務上又は通勤上の災害による休職により勤務しなかった時間
- ・勤務しないことの承認（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る）により勤務しなかった時間
- ・年次有給休暇により勤務しなかった時間
- ・病気休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・特別休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間

3. 期末手当の額

(1) 計算方法

期末手当基礎額×支給月数

(2) 期末手当基礎額

調査期間^{※1}において各月における実績の勤務時間数が 66 時間以上である月の勤務に支給されたア及びイに定める額の総額を 6 で除して得られる額

ア 給料^{※2}

イ 超過勤務手当のうち割増分を除いた額

※1 調査期間中に契約更新、再契約した場合の契約更新又は再契約前の契約期間を含む。

※2 給料は次の時間数に対して支給された給料の合計とする。

- ・現に勤務した時間
- ・業務上又は通勤上の傷病による休職により勤務しなかった時間
- ・業務上又は通勤上の災害による休職により勤務しなかった時間
- ・勤務しないことの承認（給料が 100 分の 100 の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・年次有給休暇により勤務しなかった時間
- ・病気休暇（給料が 100 分の 100 の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・特別休暇（給料が 100 分の 100 の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間

(3) 令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当について

令和 3 年度から期末手当制度が導入されることを踏まえ、令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当については、基準日前 6 か月間ではなく、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日の 2 か月間のうち、実績の勤務時間数が 66 時間以上である月の勤務に対して支給された上記(2)のア及びイに定める額の総額を 6 で除して期末手当基礎額を算定し、支給

※令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当は、通常の場合（＝ 6 か月分を 6 で除して期末手当基礎額を算定する場合）の 3 割程度での支給となる

(4) 支給月数

6 月期	12 月期	年間計
1.275 月	1.275 月	2.55 月

4. 支給日

令和 3 年 7 月 16 日（金）

◆問い合わせ先◆

法人管理部人事課 人事給与制度担当

電話 6605-3670